特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを確認し、特定個人情報の漏洩その他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

関連情報 Ι

1. 特定個人情報ファ	マイルを取り扱う事務			
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務			
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」)という。に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。南砺市は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。【業務内容】 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯主変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人及は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧個人番号の通知及び個人番号カード及で個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付 �� (別の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付) �� (別の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付) �� (別の個人番号のの規定により機構に対する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省へのでは、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。			
③システムの名称	・住民記録システム ・住民基本台帳ネットワークシステム(CS部分) ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能			
2. 特定個人情報ファイル名				
・住民基本台帳特定個人情報ファイル・本人確認情報ファイル・送付先情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)			

- 法律第27号)
- 第7条(指定及び通知)
- ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号、平成25年5月31日法律第28号施行時点)
- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- ・第6条(住民基本台帳の作成)
- ・第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)

法令上の根拠

- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提 供)

4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令(以下「命令」という。) 第2条の表 (命令第2条の表における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄 (利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、 39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、1 06、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、 149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (命令第2条の表における情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340
9. 規則第9条第2項の適	i用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和]7年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	し手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[O]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	にた提供を除く。) [O]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	j j 大
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には、情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを順守している。 ・本市の制定する「南砺市特定個人情報等の取扱いに関する管理規定」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	客発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている [十分である] 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットへのアクセスが可能な職員は、IDと生体認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

「日本の中には、	変更問題	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	平成28年4日1日	I 関連情報	①住民生活課	①市民生活課	車後	
1 別連申報		5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署 ②所属長 I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 4 0, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 9 4, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) [別表第二における情報照会の根拠]	②市民生活課長 荒木 信人 *番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 *行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 11, 112, 113, 114, 116, 117及び120の頃/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及、第4条、第19条、第19条、第13条、第19条、第19条、第19条、第15条、第16条、第2条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第34条、第50条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55条、第59条の2及び第59条の3 ※30、34、35、39、40、48、58、59、80、91、101、105及び117の項の主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令1		
制制D 25 (分割 第三 179 日本	平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当	市民生活課長 荒木 信人		事後	
日 関連情報	平成30年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省 令1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,2 3,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,6 6,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,11 1,112,113,114,116,117及近1200項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第1 条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8 条、第16条、第12条、第13条第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第1 条、第2条、第3条、第4条、第14条 条、第15条、第2条、第3条、第18条、第38条、第48条、第48条、第58条、第59条、第59条、第59条、第59条、第59条の3 ※30,34,35,39,40,48,58,59,84、8 9,91,101,105及び117の項の主務省令は 未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省 令1	制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省 令1 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,4 0,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,9 4,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117及近120 の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令定める事務及び情報を定める命第 1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第1条、第1条、第15条、第15条、第15条、第15条、第1条、第1条、第1条、第2条、第2条、第2条、第2条、第2条、第2条、第2条、第2条、第15条、第15条、第15条、第15条、第4条。2、第24条の3、第25条、第26条の3、第25条、第26条の3、第25条、第55条、第55条、第56条、第57条、第56条、第57条、第58条、第59条、第55条、第56条、第50条、第51条、第55条、第56条、第55条、第56条、第55条、第56条、第55条、第56条、第55条、第56条、第55条、第56条、第55条、第58条、第59条、第55条、第56条	事後	
- 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供的別表第二十行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令 [別表 [11], 112, 113, 114, 116, 117 [11], 114, 114, 116, 117 [11], 114, 114, 116, 117 [11], 114, 114, 116, 117 [11], 114, 114, 116, 117 [11], 114, 114, 116, 117 [11], 114, 114, 114, 114, 114, 114, 114,	平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当			事後	重要な変更項目でないため
	平成31年4月2日	4. 情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携	制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 4 0, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117及び120の項/行政手続における特定の個人を識別すための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第14条、第14条、第15条、第16条、第24条、第3条、第4条、第14条、第13条、第3条、第3条、第2条、第31条の3、第32条の3、第25条、第26条の2、第31条の3、第32条、第31条、第37条、第38条、第59条、第45条、第59条、第59条、第59条、第59条、第59条、第59条、第59条、第5	制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省 令1 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,4 0,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,1 06,108,111,112,113,114,116,11 9/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1矣、第2条、第3条、第4条、第16条、第7条、第8、第14条、第11条、第11条、第11条条、第15条、第10条、第13条、第14条、第14条の2、第24条の3、第22条の4、第22条、第22条の3、第24条の3、第24条の3、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	記載なし	新規追加	事後	書式変更による追加
	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	基礎とし 手利用している。行政手続のおける特定の個人 を譲別するための番号の利用等に関する法律 (以下 「番号法」という。の規程に従い、特定個人情婦 を以下の事務(業務)で取扱う。 【業務内容】 ①転入、転出、出生、死亡等の届出に基づき、 伝名、生年月日、性別、住所、住民栗コード、個 を借民票に記載する。 ②出生等により、新たに付番された住民票コード、個 を借民票の写し、記載事項証明書等の各種証 明書を交付する。 ④住民栗への記載等のために、市町村長間出 の通知(住基ネットなど)を行う。 ⑤住民栗の配載事項を宛名管理システムを介し ⑤住民栗の記載事項を宛名管理システムを介し	南砺市では、住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係の公証を行うために住民基本台帳を整備している。また、住民基本台帳に記載された事項については、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用している。行政手続における特定の個人を譲別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。の規程に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取扱う。【業務内容】 ①転入、転出、出生、死亡等の届出に基づき、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号等を住民票に記載する。②出任等により、新たに付番おる。②出任等により、新たに付番おる。③住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書を交付する。③住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書を交付する。③住民票への記載等のために、市町村長間電子証明票のの通報に基本ットなどを行う。で「方内連携し、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用する。(番号法第9条別表第一に揚げる事務など)	事後	重要な変更項目でないため
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第1号、平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第30条の6(市団村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等・第30条の10(通知都道府県知事への本人確認情報の通知等・第30条の10(通知都道府県以下の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府県以下銀内の下域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府県域内の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府県域内の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県以外の都道府県域内の民域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県以外の第24年27号に対している。25年27号に対しているのは対している。25年27号に対しているのでは対しているがは対しているがは対しないるがは対しているがは対しないるがは対しているがは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるがはがは対しないるがはなりに対しないるがはなりに対しないるがはなりませれるがはなりに対しないるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりませれるがはなりますれるがはなりませれるなりませれるがはなりませれるなりますなりますなりますなりますなりますなりますなりますなりますなりますなります	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号、平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の作成)・第5条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第14条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民基本台帳の作成)・第3条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の長の10(通知都道府県の区域内の市町村が執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村が執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村が執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供	事後	重要な変更項目でないため
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	①市民生活課	①市民課	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年6月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	ための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第 81号、平成25年5月31日法律第28号施行時 点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民悪の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等 の交付) ・第14条(住民基本台帳の作成) ・第14条(住民基本台帳の作成) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等 の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)	- 第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第 81号、平成25年5月31日法律第28号施行時	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	令] 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 4 0, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 8502, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 11 90, 項人行政手続に占於台岸应個人を識別者 るための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第16条、第19条、第14条、第14条、第15条、第16条、第26条、第2条、第22条の3、第22条の3、第25条、第24条の3、第25条、第3条、第31条。02、第31条。93、第32条、第31条。第31条。02、第31条。93、第32条、第34条、第34条。23、第44条。02、第45条。345条。345条。353条。353条。353条。353条。353条。3	令] 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 4 0, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 8502, 89, 192, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 1 06, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 11 9の項/下放手結における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第14条、第6条、第7条、第15条、第16条、第15条、第16条、第2条、第2条、第3条、第2条、第3条、第15条、第16条、第2条、第2条、第3条、第2条、第2条、第3条、第2条、第3条、第2条、第3条、第2条、第3条、第2条、第3条、第4条、第6条、第4条、第6条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4	事前	
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務の概要	南砺市では、住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係の公証を行うために住民基本台帳を整備している。また、住民基本台帳に記載された事項については、住民に関する市町村事務の処特における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取扱う。【業務内容】 ①転入、転出、出生、死亡等の届出に基づき、氏名、生年月日、性別、住民栗一十、個人番号等を住民栗に配載する。 (2)出生等により、新たに付番された住民栗コード、個人番号等を住民栗に配載する。 (2)出生等により、新たに付番された住民栗コード、個人番号等を住民栗に配付番された住民栗の信息、信人番号等をな人へ通知する。 (3)住民栗の写し、記載事項証明書等の各種証明書を交付する。 (4)住民栗の記載等のために、市町村長間電子証明書での通知(住基ネットなど)を行う。 (5)住民栗の配載年頃に関する市町村事務の処理が上海が発力では、日本の基本に関する市町村事務の処理の基礎として利用する。(番号法第9条別表第一に揚げる事務など)	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度をしたいる。に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の利度を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確つ続いの居住関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に多国とは関係の必証が表別では基準となるものである。また、住基法というと都道府県と共同して基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基本)に、任意法及び行政手続きにおける特定している。南砺市は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別する法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に従い、特定個人を購別する法という。の利規定に従し、特定場と関係を以下の事務で取り扱う、「業務内容」 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置、数の指述をは、対しては、数は、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	事前	
		.(大日李1643.7.7/	⑥住民栗の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会。 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更があった「等を用いた本人確認 ①配人番号の変更の通知及び個人番号カードの交付 ①個人番号カード等を用いた本人確認 ①証明書のコンピニ交付 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続きに対するは今時定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号、個人番号、同人番号、個人番号、一下、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号が第6号事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。		
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	- 住民記録システム - 住民基本台帳ネットワークシステム(CS部分) - 宛名管理システム - 団体内統合宛名(連携)システム - 中間サーバー	 住民基本台帳ネットワークシステム(CS部分) 宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号、平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(任民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付が特別・第12条の人は本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等・第30条の10(通知都道府県知事への本人権認情報の通知等・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村第30条の110(通知都道府県の伊州の区域内の市町村の教行機関への本人確認情報の提供)	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号力ードの交付等) 2 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第18号、平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の作成)・第5条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載等)・第8条(住民票の記載等項)・第8条(住民票の記載等項)・第8条(住民票の記載等項)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第14条(位民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の長切の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村が執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村が執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県	事後	重要な変更項目でないため
令和5年8月31日	Ⅱ しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい価判断項目	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,850,2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,11 9の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省今で定める事務及び情報を定める命第1条、第10条、第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第16条、第20条、第2条条第2条の3、第22条の4、第23条、第13条、第14条、第3条、第16条、第20条、第22条、第24条の3、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第2条の3、第2条、第3条、第3条、第4条、第55条、第5条、第5条、第5条、第5条、第5条、第5条、第55条、第5	*番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令(以下「命令」という。)第2条の表 いう。)第2条の表における情報提供の根拠):第 三欄情報提供者)が「市町村長」の頃のうち、第 ロ欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる頃(1、2、3、5、7、11、13、15、2 0、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、69、73、75、76、81、83、84、8 6、87、91、92、96、106、108、110、11 2、115、118、124、129、130、132、13 6、137、138、141、142、144、149、15 0、151、152、155、156、158、160、16 3、164、165、166の頃) (命令第2条の表における情報照会の根拠):な し (住民基本台帳に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報照会は行わな い)	事後	法令改正による変更で、重要な変更に当たらない。
令和6年9月27日	Ⅱ しきい価判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月19日	II しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月19日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月19日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年9月19日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えら れる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加